

第6章 ごみ処理事業

1. 沿革

橿原市におけるごみ処理については、市制発足当初（昭和 31 年）は申込み制により有料で行う。

昭和 32 年に川西町にごみ焼却場が設置され「川西衛生センター」が開設される。この後、ごみ処理場を廃止し、昭和 45 年にごみ焼却場（60t/日）が川西町に完成する。

昭和 47 年より市内全域ごみ無料収集を実施し、「清美事務所」に名称を変更する。

昭和 47 年のごみ焼却場の処理能力では不足であったため、昭和 53 年にごみ焼却施設（180 t/日）を新設し、ごみ処理業務を「環境第 1 事業所」に、ごみ収集業務を「環境第 2 事業所」に名称を変更する。

昭和 63 年度より中高層マンションについては、コンテナ収集を実施する。

平成 4 年度より古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、ミルクカートン）、古繊維、アルミ缶の有価物を自主的集団回収する団体及びその資源を回収する業者に対して報償金を交付する再資源集団回収を実施する。

平成 7 年 2 月より資源ごみ（カン、ビン）の分別収集を開始し、ごみの再資源化を図るとともに、平成 8・9 年度には、限りある資源を大切に、ごみの減量化・資源化を目指してリサイクル・フェスタ in かしはらを実施した。

平成 13 年 4 月より市民のリサイクル活動の拠点機能とごみの分別再生利用施設の二つの機能をあわせもつリサイクル館かしはらが、東竹田町において稼動している。

平成 15 年 4 月より安全焼却、公害防止、エネルギーの有効利用を実現した最新鋭設備の焼却炉（255t/日）であるクリーンセンターかしはらが稼動している。また、エネルギーの有効利用として、ごみ焼却時に発生する熱を利用し、発電や隣接する公共施設へ余熱利用の熱供給（温水）を行っている。

なお、平成 15 年 4 月よりごみの増加に歯止めをかけ、減量することを目的として、市指定のごみ袋によるごみ収集（有料化）を実施している。

平成 16 年 4 月の機構改革により環境第 1 事業所及び環境第 2 事業所を統括した名称を「クリーンセンターかしはら」と改め、環境第 1 事業所をクリーンセンター施設課、環境第 2 事業所をクリーンセンター業務課と改める。

平成 24 年 4 月の機構改革によりクリーンセンター施設課を環境企画課、リサイクルプラザを環境保全課と改める。

平成 28 年 4 月の機構改革によりクリーンセンター業務課を環境業務課、浄化センターを環境保全課と改める。

2. ごみ処理の概要

(1) 処理する一般廃棄物（ごみ）の種類

ア. 一般家庭から排出するごみ（家庭系ごみ）

イ. 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（事業系ごみ）

(2) 計画処理区域

本市行政区全域

(3) ごみ収集・運搬体制

ア. 家庭系ごみ

可燃ごみについては、市の指定ごみ袋を使用し、市直営による各戸個別（一部を除く）収集を週 2 回行っている。

不燃物・粗大ごみについては、市直営によるステーション方式で月 1 回収集を行っている。

資源ごみであるカン・ビンについては、市の指定容器を使用し、市直営による各戸個別（一部を除く）収集を 2 週に 1 回行い、ペットボトル・プラスチックボトルについては市直営によるステーション方式にて月 1 回収集を行っている。また新聞・雑誌・ダンボールについては、業者委託により各戸個別（一部を除く）収集を月 1 回行っている。

イ. 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することが原則である。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼している。

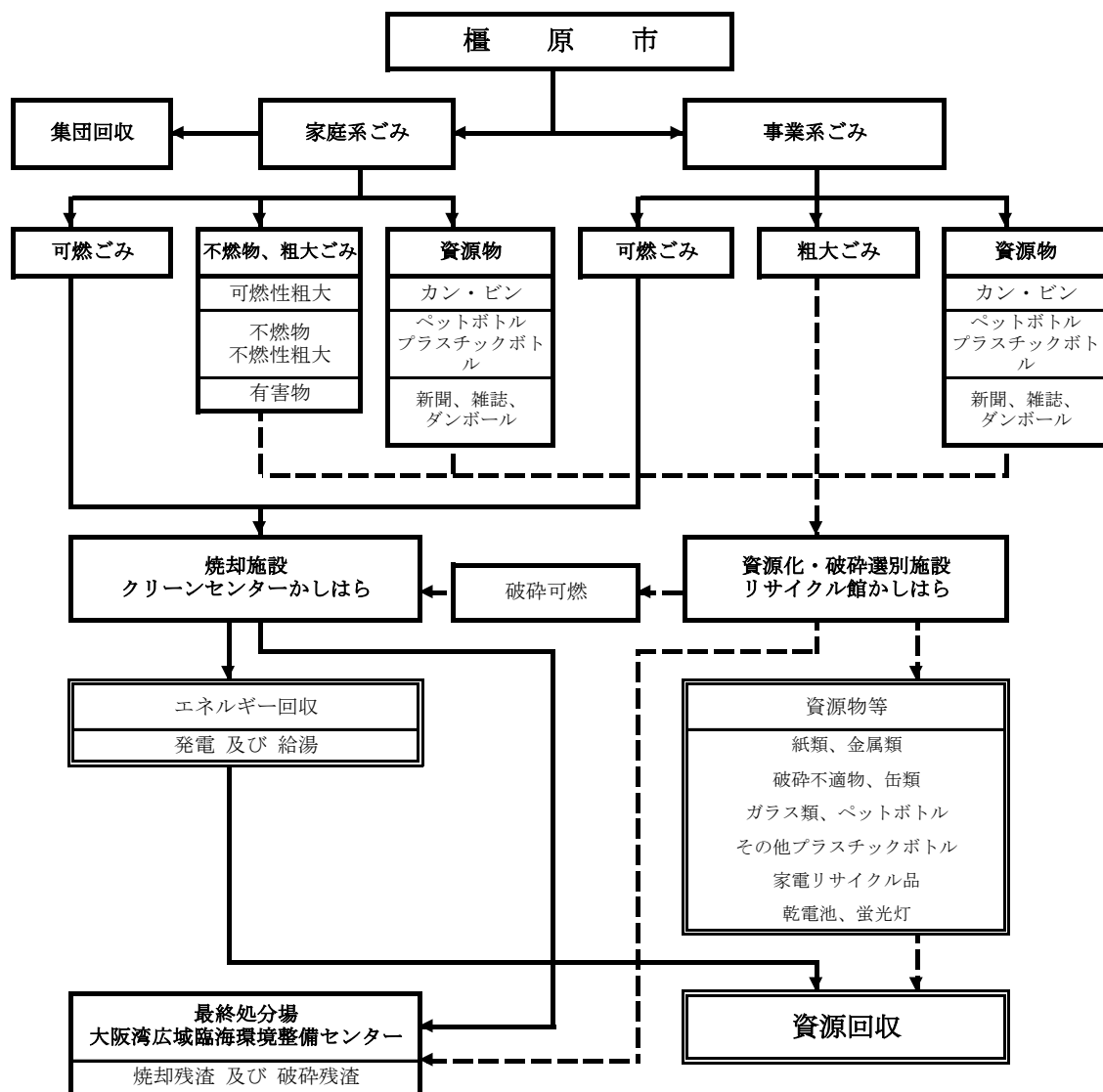


図 6 - 1 ゴミ処理・処分の流れ

3. ごみ排出量の推移

指定ゴミ袋制の導入により減量化が進み、粗大ごみや資源ごみについても分別収集を推進している。

橿原市のごみ排出量の推移をみると、平成 28 年度は 40,681.48t であり、ごみ減量化の施策により減少傾向にある。

表 6－1 ごみ排出量の推移

(単位：t)

ごみの種類	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
可燃ごみ	38,796.22	38,445.56	38,098.19	36,835.96	36,054.28
可燃性粗大ごみ	1,596.07	1,595.76	1,670.10	1,682.51	1,588.67
不燃物・不燃性粗大ごみ・有害物	643.92	656.36	641.55	698.03	653.23
カン・ビン	1,201.16	1,214.00	1,147.85	1,162.63	1,099.00
ペットボトル・プラスチックボトル	143.30	144.16	140.17	142.37	126.86
新聞・雑誌・ダンボール	1,398.89	1,368.62	1,246.09	1,273.87	1,159.44
合計	43,779.56	43,424.46	42,943.95	41,795.37	40,681.48

4. 資源物の再資源化量

市民から回収した資源物は、再資源化事業者引き渡している。ごみを資源物として分別して出すことで、廃棄物の減量化や資源循環に対する市民の意識向上に繋がる。

表 6－2 再資源化量

(単位：t)

年度	ビン類	カン類		プラボトル類		紙 類	金属類		蛍光灯・乾電池
	ビン・ガラス	スチール	アルミ	ペットボトル	プラスチックボトル	新聞・雑誌・ダンボール	アルミ	鉄	
24	477.41	187.12	143.21	120.04	2.72	1,428.68	17.51	285.2	34.21
25	646.52	176.59	145.40	116.78	2.62	1,399.23	17.34	334.21	27.12
26	737.56	167.78	136.30	107.60	2.98	1,286.84	15.82	285.77	25.57
27	708.01	155.63	137.80	105.41	2.64	1,333.01	14.16	302.43	31.21
28	698.31	146.97	131.6	102.07	2.73	1,221.86	14.03	294.57	26.68

※金属類（鉄）はクリーンセンターからの金属等排出量を含む

環境保全課

5. 再資源集団回収報償金制度

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するために、平成 4 年度より再生資源ごみの集団回収を自主的に行う地域住民団体及びその資源ごみを回収する業者に対して報償金を交付した。なお、平成 16 年度より、地域住民団体に対してのみ報償金を交付している。

再生資源となるごみは、古紙類（新聞紙、雑誌類、ダンボール類、ミルクカートン）、古繊維及びアルミ缶とし、報償金の額は、団体に対して集団回収した資源ごみ重量 1kg 当たり 5 円とする。

表 6－3 集団回収実績

(単位：t)

年度 区分	24	25	26	27	28
可燃物（紙・布類）	2,626.60	2,609.42	2,664.22	2,485.45	2,361.29
不燃物（アルミ缶）	43.06	40.23	41.46	36.52	41.19
計	2,669.67	2,649.65	2,705.68	2,521.97	2,402.48

※四捨五入のため、各数値の和が合計に一致しないことがある

6. ごみ総排出量の推移

市民一人一日あたりのごみ総排出量は、ごみ減量化の施策により減少傾向にある。

表 6－4 一人一日あたりのごみ総排出量の推移

年度	総人口	総排出量(t)	一日平均総排出量(t)	一人一日平均総排出量(kg)
24	125,363	46,449.23	127.26	1.015
25	125,073	46,074.11	126.23	1.009
26	124,489	45,649.63	125.07	1.004
27	123,842	44,317.34	121.42	0.980
28	123,337	43,083.96	118.04	0.957

環境企画課

※総排出量は、ごみ排出量と集団回収量の合算

【算出方法】

- ・ 1 日平均総排出量(t)＝総排出量(t)／365
- ・ 1 人 1 日平均総排出量(kg)＝1 日平均総排出量(t)／総人口×1,000

7. 家庭用生ごみ処理機購入補助事業

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、平成 13 年度に電動式生ごみ処理機の機能・効果等を調査するため、10 件のモニターを募集し、購入補助を実施した。購入後に生ごみ処理機の効果等についてアンケートを実施し、ごみ減量の有効性を確認し、平成 14 年度の本格的な補助制度実施に移行した。

平成 14 年度から電動式生ごみ処理機購入者に対し、平成 15 年度より生ごみ処理容器購入者に対し、購入補助を行っている。平成 16 年度より補助金額は、それぞれ購入額の 2 分の 1 とし、電動生ごみ処理機は上限 18,000 円、生ごみ処理容器は上限 2,700 円として実施している。なお、平成 28 年度の補助件数は、電動式生ごみ処理機 13 件、生ごみ処理容器 1 件の補助を実施している。

表 6－4 家庭用生ごみ処理機補助実績

種類 年度	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
平成 24 年度	10	3
平成 25 年度	9	6
平成 26 年度	12	5
平成 27 年度	8	4
平成 28 年度	13	1

8. ゴミの減量化、リサイクルに関する啓発事業

リサイクル館かしはらでは、ゴミの分別推進、リサイクルの啓発に関するイベントや体験講座・教室を開催した。



(1) リサイクルフェア

再生された家具や自転車等を低価格で市民に還元した。また市民から不用品として提供いただいた子ども服・マタニティ服等を展示し、無償で還元した。

(2) 子育て応援リサイクルフェア

市民から不用品として提供いただいた子ども服・マタニティ服・子ども用絵本・おもちゃ・育児グッズ等が無償で持ち帰りいただいた。



(3) リユース市

家庭で不用となった物品を市民自身がリサイクル館展示スペースに出店し、リユースを図った。

また、不用食器の無料譲渡会「もったいない食器市」とおもちゃドクターによる壊れたおもちゃの修理「おもちゃ病院」も同時開催した。



(4) リサイクルブックフェア

毎月第1・第3日曜にリサイクル館かしはらに持ち込まれた書籍を展示し、無料で市民の方に還元した。

(5) リサイクル工房教室

(Ⅰ) 布ぞうり作り

古着を用いて布ぞうりを作成した。

(Ⅱ) 紙すき体験

牛乳パックから絵ハガキを作る紙すき体験を行った。

(Ⅲ) 着物・羽織リフォーム教室

不用となった着物からロングエプロンや羽織からロングカーディガンにリフォームした。

(Ⅳ) クリスマス壁飾り作り

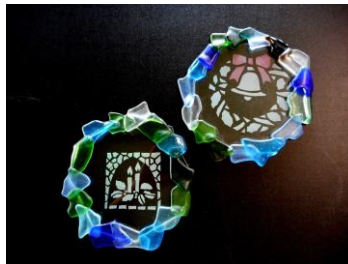
廃材となったガラス板にサンドブラストで模様を描き、クリスマスリースを作った。

(Ⅴ) 干支飾り作り

はぎれを利用して来年の干支である戌の置物を作った。



着物・羽織リフォーム教室



クリスマス壁飾り作り



干支飾り作り

(6) 簡単リフォーム教室

ボランティア講師を招き、不用となった古着をもう一度着られるようにリフォームした。

(7) 小学生対象夏休み体験教室

(Ⅰ) 木工教室

廃木材を使った工作を行い、廃材の有効利用を図った。



(Ⅱ) リサイクル工作教室

牛乳パックやペットボトルなどの廃材を使ってリサイクル工作を行った。

(Ⅲ) ガラスモザイク教室

空きビンのかけらを組み合わせて、家の形の貯金箱を作った。



(8) 夏休み体験教室

(Ⅰ) ボトルクラフト教室

不用になった空きビンに熱を加えて曲げ、一輪挿しやピッチャーを作った。

(Ⅱ) 親子バーナーワーク教室

親子ペアでガラス棒からマドラーやスプーンを作った。

(Ⅲ) ガラス絵付け教室

空きビンにシールやペンで描いた模様を焼付け、オリジナル作品を作った。

(9) ガラス工房教室

(Ⅰ) ボトルステンド・ステンドグラスミラー教室

ビンのかけらをハンダで組み合わせたりして窓飾りやステンドグラスミラーを作った。



(10) エコキッズ探検隊

夏休みに古紙からトイレトペーパーを製造する工場及びエネルギーについて地球環境を学べる施設の見学を行った。

(11) ごみの減量とリサイクル・ポイ捨て防止・ストップ温暖化のポスター
及び標語の募集・表彰

市内小学4年生を対象にごみの減量とリサイクルなどをテーマとしたポスターや標語を募集し、優秀者には表彰を行った。



耳成南小学校 藤丸 開斗さん



白樺南小学校 磯田 謙心さん